

火薬類輸入許可申請の手引

令和 4 年 2 月

千葉県防災危機管理部産業保安課

1. 火薬類の輸入について

「火薬類（注１）」を「輸入（注２）」しようとする者は、火薬類取締法（以下「法」という。）第２４条の規定に基づき陸揚げ地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければなりません。

火薬類の輸入目的が明らかであり、その輸入される火薬類が公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがないと認められるときは、輸入許可申請に基づき許可がなされます。

注１ 火薬類とは？

火薬類は、次のように分類されます。

- １．火薬
- ２．爆薬
- ３．火工品（火薬・爆薬を使用して、目的に適するように加工したもの）

※ 詳細については、法第２条を参照してください。

※ 法令や告示により、法の適用除外となっている火工品もあります。
輸入申請をする前に、適用除外のものでないか、必ず確認してください。

注２ 輸入とは？

輸入とは、本法においては、外国から積み出された火薬類を本邦領土内に引き取ることをいい、その時点は本土に陸揚げされた時をいいます。

したがって、

輸入許可は、本土に陸揚げする前（便が日本に到着する前）に、かつ、便ごとに受けなければなりません。

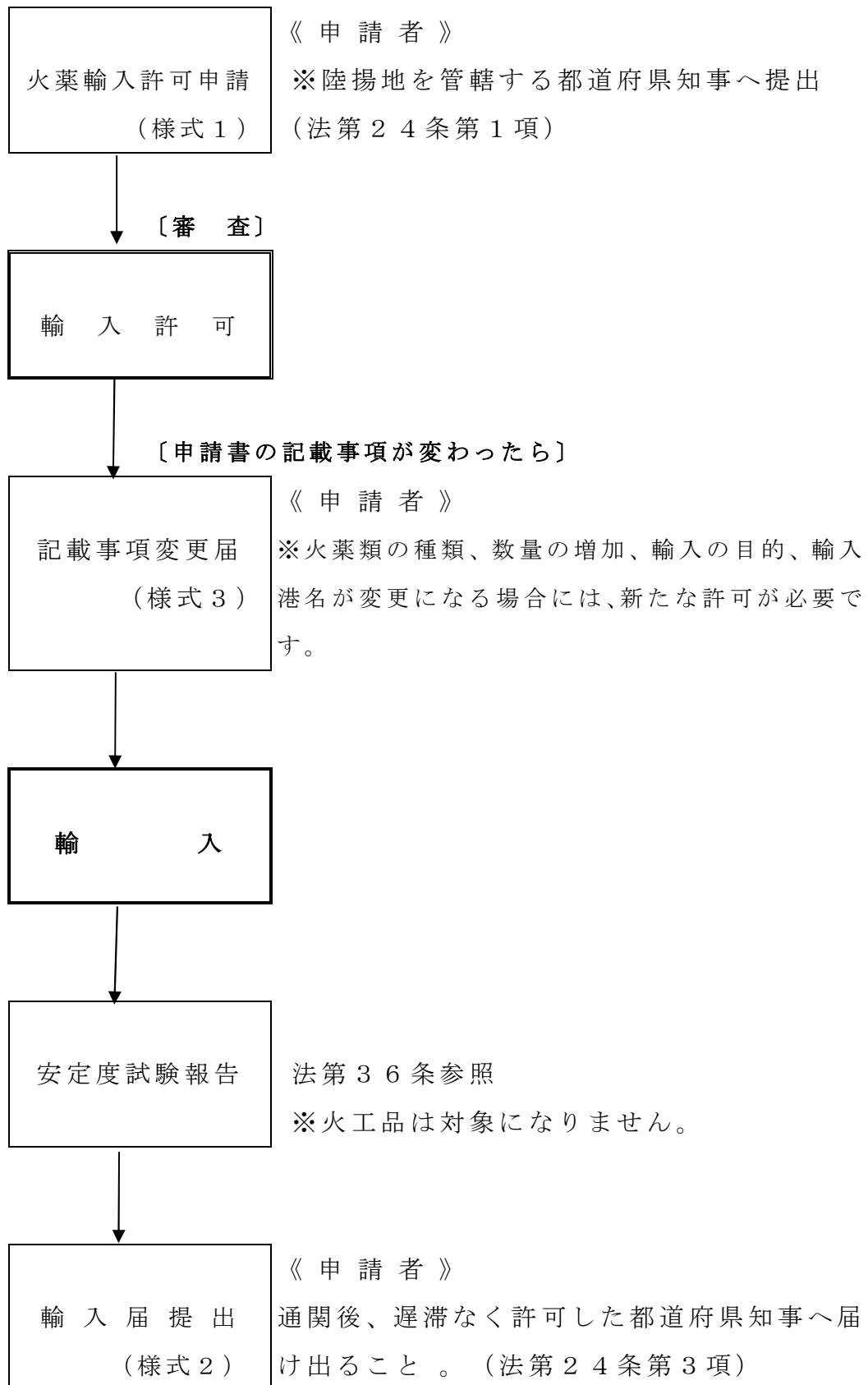
問い合わせ先

千葉県防災危機管理部産業保安課管理調整班

電話 ０４３－２２３－２７２２

F a x ０４３－２２７－３５４８

2. 火薬類の輸入手続きの流れについて



3. 火薬類の輸入許可申請について

(法第24条、規則第46条、第47条参照)

(1) 輸入許可申請に必要な書類

- ① 火薬類輸入許可申請書(様式1) (P6、P9 法定様式 様式第27)
- ② 火薬類の明細書(P7)
 - (火薬・爆薬) ……成分及び配合比を記載した書類
 - (火工品) ……構造及び組成を記入した書類
- ③ 火薬類販売営業許可証、製造営業許可証、銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第2号の規定による銃砲の所持許可証等の写し(輸入の目的による)(P6)
- ⑤ 注文票(オーダーシート、インボイス等)の写し
- ⑥ 輸入承認証明書の写し(輸入承認が不要の場合は、その旨を明記すること)
- ⑦ 火薬類の貯蔵場所に関する書類(P7)
 - ・火薬庫の設置許可証及び最新の保安検査証の写し
(保安検査証が交付されていない場合は完成検査証)
 - ・共同使用許可書、保管承諾書又は契約書等の写し(他人の所有又は占有する火薬庫等に貯蔵する場合)

※火薬類の成分や構造等については、製造元の書類(根拠資料)を添付すること。

※輸入の目的が販売の場合、流通の過程を明らかにすること(注文票は、原則、販売先のものも添付すること)。

※輸入が公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがないことを明らかにすること。

(2) 注意事項

猟銃用火薬類等の特則(法第50条の2)より、以下のいずれかに該当する火薬類の譲渡・譲受・消費は都道府県公安委員会の許可が必要となります。

- ・実包又は無煙火薬(用途は問わない。)
- ・けん銃等、猟銃又は古式銃砲に使用し又は使用させることを目的とする空包、銃用雷管又は黒色猟用火薬

ただし、以下のいずれかに該当する場合は、都道府県知事の許可が必要となります。

- ・製造業者若しくは販売業者が業務のために使用する場合
- ・産業用銃砲の所持許可を受けた者^{*1}が許可に係る用途に使用する場合
- ・廃棄に使用する場合

※人命救助、動物麻酔、と殺又は漁業、建設業その他の産業の用途に供するため、それぞれ、救命索発射銃、救命用信号銃、麻酔銃、と殺銃又は捕鯨砲、もり銃、捕鯨用標識銃、建設用びょう打銃、建設用綱索発射銃、鉋さい破碎銃を所持しようとする者（銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第2号）

（３）提出部数

正副２部提出してください。

（４）手数料

イ 申請に係る火薬及び爆薬の量が２５kg以下の場合 １２，０００円

ロ 上記”イ”以外の場合 ２５，０００円

※ 手数料は千葉県収入証紙を様式４（P11）に添付の上、納付してください。

（５）輸入許可期間

輸入許可の期間は、原則、陸揚げ予定日を含む４か月間としています。

やむを得ない理由により許可期間内に輸入ができない場合は、記載事項の変更届の提出により延長を認めます。（申請（収受）日から１年を超えない日まで）
（正当な理由がある場合の延長は、１回の延長につき４か月以内とします。）

（６）許可証の交付

申請書を受理してから許可までに、概ね７日間かかります。

余裕をもって申請してください。

（７）輸入届の提出

輸入許可を受けて火薬類を輸入した場合は、遅滞なく「火薬類輸入届」を正副２部提出してください。

①火薬類輸入届（様式２）（P9 法定様式 様式第２８）

②輸入許可証の写し

③積載船名、陸揚げ日を記載した書類（輸入許可通知書等）

（８）記載事項変更届

輸入許可を受けた後、許可申請書の記載事項（火薬類の種類及び数量、輸入の目的、並びに輸入港名を除く）に変更が生じた場合は、遅滞なく「記載事項

変更届出書」を正副２部提出してください。（規則第８１条の１４ 第１０）

- ① 火薬類輸入許可申請書の記載事項変更届出書（様式３）（P10）
- ② 輸入許可証の写し
- ③ 変更を証明する書類
- ④ 火薬類輸入許可申請書（副本）の表紙の写し（収受印があるもの。輸入許可期間を、申請（収受日）から１年を超えない日まで最大に延長する場合のみ。）

※ 輸入許可を受けてから輸入許可期間を延長する場合は、記載事項変更届により届け出てください。（許可期間が満了する前までに届け出ること。）

※ 輸入許可を受けた者が、輸入しない（しなかった）場合は、記載事項変更届に許可証を添えて提出（返納）してください。

火薬類輸入許可申請書（様式１）作成上の注意

- ① 「（代表者）氏名」は、法人の場合、法人名及び役職名も記載してください。
- ② 「名称」は会社名等を記入してください。
法人組織でなければ個人名を記入してください。
- ③ 「事務所所在地」は、担当者が勤務する所在地を記入してください。
（ ）書きで担当者名を記入してください。
- ④ 「職業」は定款上の目的を記入してください。 例：火薬類の製造販売業等
- ⑤ 「（代表者）住所・氏名」は、登記簿上の本社所在地及び代表者氏名を記入してください。
- ⑥ 「火薬類の種類及び数量」は、火薬類の種類、部品番号、数量及びその火薬量を記入してください。輸入する火薬類が複数ある場合は、その合計の数量及び薬量も記載してください。
例：航空機用火工品 数量 ×××個
 P/N:○○○○○（薬量 × g /個） 総薬量 ××× g
- ⑦ 「輸入の目的」は、販売用、自社消費 等と記入してください。
- ⑧ 「輸入先」は、輸入国の正式名称を記入してください。
例：アメリカ合衆国、ドイツ連邦共和国、フランス共和国
- ⑨ 「輸入港名」は貨物が到着する港名を記入してください。例：成田国際空港
- ⑩ 「貯蔵又は保管場所」は、火薬庫の所有者、火薬庫等の種類及び所在地を記入してください。
例：千葉火薬工業株式会社所有 地上式一級火薬庫
 （千葉県○○市××町▲▲）

※ 各項目の記載事項は「輸入届」、「記載事項変更届」の作成にも準用します。

火薬類の明細書の記載例

輸 入 火 薬 類 説 明 書

〇〇火薬工業株式会社

1. 火工品の種類 航空機用火工品 P/N:〇〇〇〇〇ー〇

2. 火薬の成分および火薬量

総薬量 〇〇グラム

ジルコニウム ・・mg

硝酸カリウム ・・mg

アジ化鉛 ・・mg

3. 製造元

××××株式会社 アメリカ合衆国

4. 火薬類の概要

航空機のエンジン等に火災が発生した際、エンジン付近に設置してある消火器ボトルの弁を開放するために用いる火工品。

5. 構造図

※ 組立品の一部として、当該部品（火工品）が含まれる場合は、含まれていることの証明できるもの（パーツリストなど）を申請時に添付すること。

火薬類の明細書に添付する書類の省略について

千葉県にて当該火工品の輸入許可申請を行い、許可実績のあるもので、火工品の概要を記載した書類を提出して受付を行い、次回申請にその写しを添付することにより、火薬類の明細書に添付する火薬類の成分や構造等に関する書類の提出を省略できることとします。ただし、記載内容に変更があった場合は、再度、当該書類の提出が必要です。※省略した書類であっても、受付後1年以上経過しているものについては、書類の再提出を求める場合があります。

販売営業許可証等の写しの省略について

火薬類の輸入許可実績があり、販売営業許可証等に記載されている内容を記載した書類（下記例参照）を提出し受付を行い、次回申請にその写しを添付することにより、許可証等の写しの添付が省略できます。ただし、記載内容に変更があった場合は、再度、許可証等の提出が必要です。※省略した書類であっても、受付後1年以上経過しているものについては、書類の再提出を求める場合があります。

〇〇株式会社 火薬類の輸入に関する事業概要（例）

火薬類販売営業許可

事業所名（代表者名）
事業所所在地
販売所所在地
都道府県許可年月日及び許可番号
販売許可を受けた火薬類の種類

火薬類貯蔵場所について

火薬庫の所有者又は占有者
火薬庫の所在地
火薬庫の種類及び棟数
貯蔵火薬類の種類及びその最大貯蔵量
都道府県許可年月日及び許可番号
最新の保安検査年月日

※添付書類 火薬類販売営業許可証及び記載事項を変更した旨のわかる書類

火薬庫設置許可証及び記載事項を変更した旨のわかる書類 など

火薬類の貯蔵場所に関する書類の省略について

貯蔵場所に関する書類として添付する火薬庫設置許可書の写し等については、火薬庫の共同使用許可書等（都道府県等が交付・受理したものに限る）に、火薬庫の所有者（占有者）、所在地、火薬庫の種類、貯蔵火薬類の種類及びその最大貯蔵量の情報が記載されている場合は、添付を省略できます。

× 整理番号	
× 審査結果	
× 受理日	年 月 日
× 許可番号	

火 薬 類 輸 入 許 可 申 請 書

年 月 日

千葉県知事 様

(代表者) 氏 名

名 称	
事務所所在地 (電話)	
職 業	
(代表者) 住所・氏名(年齢)	
火薬類の種類及び数量	
輸 入 の 目 的	
輸 入 先	
製造所名及びその年月日	
陸 揚 げ 予 定 期 日	年 月 日
輸 入 港 名	
貯 蔵 又 は 保 管 場 所	

別紙添付書類 火薬又は爆薬にあってはその成分及び配合比、火工品にあってはその構造及び組成を記載した書類

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

2 ×印の欄は、記載しないこと。

× 整理番号	
× 受 理 日	年 月 日

火 薬 類 輸 入 届

年 月 日

千葉県知事 様

(代表者) 氏 名

名 称	
事務所所在地 (電話)	
職 業	
(代表者) 住所・氏名 (年齢)	
火薬類の種類及び数量	
輸 入 許 可 番 号	
積 載 船 名	
陸 揚 げ 日	年 月 日
貯 蔵 又 は 保 管 場 所	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
 2 ×印の欄は、記載しないこと。

火薬類輸入許可申請書の記載事項変更届出書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

名 称

代表者

令和 年 月 日付け千葉県産保指令第 号の で許可を受けました火薬類輸入許可申請書の記載事項に変更がありましたので、火薬類取締法施行規則第 8 1 条の 1 4 表第 1 0 号の規定によりお届けします。

名 称	
事務所所在地 (電話)	
職 業	
(代表者) 住 所 ・ 氏 名	
記 載 事 項	
変 更 事 項	
変 更 理 由	

注 1 添付書類 輸入許可証の写し。
変更を証明する書類。

(様式4)

千葉県収入証紙貼付用紙			
金 額	申 請 の 種 類	※ 整 理 番 号	
金 , 円	火薬類輸入許可申請	—	
※申 請 年 月 日	申請者の住所・事業所名 (氏名)		
令和 年 月 日			
証 紙 貼 付 欄			
	この欄には貼付しないこと		この欄には貼付しないこと

- 注 意
- 1 収入証紙は割印しないこと。
 - 2 ※の欄は記入しないこと。
 - 3 収入証紙売場は中庁舎地下1階売店にあります。